つくば市防犯カメラ設置事業 補助金申請の手引き

令和3年4月 つくば市 防犯交通安全課

防犯カメラ設置補助金交付要綱の概要について

1 目的

市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、もって安全・安心なまちづくりの推進に資することを目的として予算の範囲内において交付する。

2 補助の対象となる団体

自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する地域団体 ※ 地域団体とは、市内の住民自治組織(区会、自治会等)、商店会、消防団、自主防 犯活動団体、その他これらに準ずる団体(一定の地域の住民により構成されているも のをいう。)をいう。

3 補助交付の要件

補助金の交付を受けようとする防犯カメラの設置について、国、他の地方公共団体等から助成を受けない地域団体とする。

4 補助の対象となる費用

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する表示板等の購入費及び設置工事費
- ※ 土地の賃借料、機器の保守費用、電気料金等の維持管理費用は補助対象外となる。

5 補助金額等

- (1) 補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て)
- (2) 限度額は、1台につき20万円とする。
- (3) 1地域団体につき、防犯カメラ3台を限度とする。

6 防犯カメラの設置

- (1) 防犯カメラの撮影範囲の2分の1以上が公道(不特定の人、車両等が通行する私道を含む。)であり、特定の個人、建物等を撮影する目的のものでないこと。
- (2) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ること。
- (3) 防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会の開催等により周辺住民の合意を得るよう努めること。
- (4) 防犯カメラを設置している旨及び地域団体名を防犯カメラの取付け位置等に表示すること。
- (5) 防犯カメラの稼働時間は、1日当たり24時間とすること。

7 防犯カメラの管理

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用するにあたり、その適切な管理 を図るため、管理責任者及び操作責任者を選任する。

※ 管理責任者:設置した防犯カメラの画像データの管理や機器保全の責任者

(画像記録装置のボックスの鍵を保管する者)

※ 操作責任者:設置した防犯カメラの画像の抽出など実質的な機器操作の責任者

(画像記録装置の操作パスワードを防犯交通安全課から確認する者)

※ 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、操作責任者が行うものとする。

8 画像等の管理

- (1) 画像は加工することなく、撮影時のままで保管すること。
- (2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製しないこと。
- (3) 画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 無線LAN、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部 へ流出しないよう、暗号化等の必要な措置を講ずること。
- (5) 画像データは、原則 14 日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、 上書きを自動的に行うこと。
- (6) 記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。

9 画像データの提供

記録された画像データは、設置目的以外の目的のために利用又は提供をしないこと。 ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合
- (3) 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

目 次

I	補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・ $1\sim2$
П	防犯カメラ設置までの準備・・・・・・・・・3
Ш	補助金申請の手続きについて・・・・・・・・・4~6
IV	維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・7~8
VI	$Q\&A \cdot \cdot$
VII	申請書類等・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 ~ 2 1

Ι 補助制度の概要

1 事業の目的

つくば市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指し、地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援するため、地域団体が行う防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助します。

2 対象となる団体

市内の区会、自治会等の住民自治組織、商店会、消防団、自主防犯活動団体その 他の一定の区域の住民により構成される団体で、次に掲げる要件を満たす団体をいいま す。

- ・補助金の交付を受けようとする防犯カメラの設置について、国、他の地方公共 団体等から助成を受けないこと。
- 3 対象となる防犯カメラ
 - (1) 地域における犯罪防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するものであること。
 - ※ 補助事業の趣旨に鑑み、ごみ収集場所、商業施設内、出入りが管理されている駐車場・駐輪場等を撮影するものは含みません。
 - (2) 機器について、設置場所・条件に応じて、個人の識別が可能な画像が撮影できる十分な性能を有すること。
 - (3) 画像を記録用媒体に保存が可能なもの。
 - (4) 管理・運用について、「防犯カメラ管理運用規程」に沿って管理・運用がなされること。
 - (5) 維持管理について設置後に発生する電気代や保守点検費用などランニングコスト等の負担が地域団体において可能なもの
 - (6) 最低6年間継続して使用するもの(一時的に設置する防犯カメラは補助対象外)
 - ※ 補助事業により取得した財産は、つくば市補助金等交付適正化規則第20条の規定に 基づき処分を制限され、処分を制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関す る省令(昭和40年大蔵省令第15号)の例により、6年となります。

4 補助内容

地域団体に対して、防犯カメラ及び付属機器等の購入、設置工事等に要する経費の一部を補助します。

(1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 補助額の上限

防犯カメラ1台につき20万円以下

(3) 補助対象台数の上限

1団体につき3台まで

(4) 補助対象経費

防犯カメラの購入、設置工事等に要する以下の経費が補助対象となります。

- ① 防犯カメラ及び録画装置等防犯カメラと一体で機能する機器の購入費
- ② 専用ポール等機器の設置工事費
- ③ ケーブル設置工事費
- ④ 防犯カメラの設置を示す看板等の購入費及び設置工事費

5 補助金交付申請の検討について

防犯カメラの設置補助金申請を希望する場合は、つくば市建設部防犯交通安全課まで 事前にご相談してください。

Ⅱ 防犯カメラ設置までの準備

1 設置目的・場所・撮影範囲等の検討について

設置目的は、地域の安全安心への寄与です。場所の選定に当たっては、つくば警察署はもとより、地元の地域団体、地元の小中学校とも十分協議し、設置場所を決定してください。

また設置場所の撮影範囲に含まれ、頻繁に通行される付近の住民の方々の理解を十分に得てください。

なお撮影範囲については、ごみ収集場所のみや特定の個人を撮影するために設置するような防犯カメラは補助対象となりません。

2 資金計画、維持管理計画の検討について

特に複数の防犯カメラの設置を希望される場合は、カメラ設置に係る経費のうち、申請団体の負担分及び必要となる電気代や消耗品、修理代等の維持コストさらには将来的な機器更新についての資金計画を立ててください。くれぐれも過度な負担が生じないよう団体の資力に見合った可能な範囲での設置をお願いいたします。

3 設置場所について

優先的に民有地への設置を検討していただき、民有地での設置が困難などやむを得ない場合は、電柱や公道等の行政財産への設置をご検討ください。

(1) 私有地の場合

土地所有者の土地使用承諾書の写しを補助申請書の添付書類として提出していただ きます。

(2) 電柱に設置する場合

電柱の所有者である東京電力またはNTT東日本にカメラ設置の相談してください。

- (3) 行政財産(公共の土地、建物)の場合
 - ① 道路上に設置する場合(市道・県道)
 - ・事前に 道路管理者にカメラ設置の相談をしてください。
 - ② 公園内に設置する場合(市管理)
 - ・公園管理者(公園・施設課)にカメラ設置の相談をしてください。
 - ③ 市立学校敷地内に設置する場合
 - ・設置したい学校にカメラ設置の相談してください。

Ⅲ 補助金申請の手続きについて

1 補助金申請手続きの概要

補助対象として選定された箇所の防犯カメラについては、防犯カメラ設置に係る補助金申請が必要となります。申請提出後、市の審査を経て、補助対象として正式決定となります。

く防犯カメラ設置申し込みから交付までの流れ>

事業の流れの概要は下記のとおりです。

① 防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会を開催し団体 地域団体 内で協議(設置場所・機種の選定、購入・設置費用の算定)の 上、同意を得る。(同意書別紙参照) 地域団体 ② 管轄警察署との事前協議 (設置場所の選定等) ③ 設置場所土地所有者の承諾(承諾書別紙参照) 防犯カメラ管理運用規程の作成 地域団体 (設置目的の設定、管理責任者他の指定) 地域団体 │④ つくば市へ補助金交付申請書及び添付書類の提出 つくば市 ⑤ 申請団体へ補助金の交付決定・不交付決定の通知 ⑥ 防犯カメラの設置(機器の購入・設置工事・看板取付け等) 地域団体 地域団体 ⑦ つくば市へ補助金実績報告書類提出 つくば市 ⑧ 申請団体へ補助金確定通知 ⑨ つくば市へ補助金交付請求書類提出 地域団体 つくば市 ⑩ 申請団体へ補助金の交付

① 設置の検討【地域団体】

防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会を開催し団体内で協議のうえ、同意を 得てください。また、設置場所の選定、設置する土地の所有者との協議、機種の選定、設 置費用の算定、補助金交付申請に向けた書類の準備を行ってください。

② 管轄警察署との事前協議【地域団体】

補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者は、補助金交付申請書を提出する前に、つくば警察署と防犯カメラの設置場所等の協議を行ってください。

③ 設置場所の土地所有者との協議・防犯カメラ管理運用規程の作成【地域団体】

設置場所の土地所有者に承諾を得てください。(承諾書別紙参照) 次の事項を定めた「防犯カメラ管理運用規程(参考様式)」を定めてください。

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの管理責任者及び操作責任者
- ウ防犯カメラを操作する者の制限に関すること。
- エ 防犯カメラの設置場所及び設置台数
- オ 撮影した画像の保存方法、保存期間及び廃棄方法
- カ 撮影した画像の利用及び提供の制限に関すること。
- キ 苦情処理に関すること。

④ 補助金交付申請【地域団体 ⇒ つくば市】

防犯カメラの設置台数に応じ、「つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第 1号)」に必要書類を添付してご提出ください。

≪必要書類≫

- ○つくば市防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)
- ○地域団体の規約及び役員名簿
- ○設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図
- ○設置箇所の現況写真
- ○カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類
- ○防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- ○防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類
- ○管轄警察署との協議経過書(様式第3号)

⑤ 補助金の交付決定・不交付決定の通知【つくば市 ⇒ 地域団体】

交付申請書の内容を審査し、結果を「つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)」により通知します。

⑥ 防犯カメラの設置【地域団体 ⇒ 防犯カメラ設置事業者等】

補助金の交付決定後、防犯カメラの設置を設置事業者へ発注し、防犯カメラや防犯カメラを設置していることを示す看板の設置を行ってください。

⑦ 補助金実績報告【地域団体 ⇒ つくば市】

防犯カメラを設置し、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20日以内に、「つくば市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第7号)」に必要 書類を添付してご提出ください。

【必要書類】

- ○領収書等経費の支払を証明する書類(明細が分かるものに限る。)の写し
- ○防犯カメラ設置後の現況写真
- ○防犯カメラ管理運用規程の写し

⑧ 補助金の交付額確定【つくば市 ⇒ 地域団体】

提出された実績報告書の内容を審査の上、補助金額を確定します。

なお、確定の通知は、「つくば市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第8号)」により通知します。

⑨ 補助金の交付請求

「つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第9号)」により、ご請求ください。

⑩ 補助金の交付

交付請求後、ご指定の口座に振込みいたします。

2 留意点

(1) 補助金の交付決定

補助申請書及び添付書類ご提出後、提出書類に不備がなければ、概ね2週間程度で 決定通知をお送りします。通知到達後に事業者との契約を含めた施工着手をしていた だくようお願いいたします。

(2) 補助金の返還

補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

Ⅳ 維持管理について

1 継続使用期間について

補助事業により設置した防犯カメラは、つくば市補助金等交付適正化規則第20条の 規定に基づき、その最低使用継続期間は、6年となります。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))

2 防犯カメラの管理について

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用するにあたり、その適切な管理を図るため、管理責任者及び操作責任者を選任してください。

- ※ 管理責任者:設置した防犯カメラの画像データの管理や機器保全の責任者 (画像記録装置のボックスの鍵を保管する者)
- ※ 操作責任者:設置した防犯カメラの画像の抽出など実質的な機器操作の責任者 (画像記録装置の操作パスワードを防犯交通安全課から確認する者)
- ※ 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、操作責任者が行うことになります。
- 3 画像データの管理について

個人情報保護の観点から画像データが、外部に漏えいすることのないよう、以下 のとおり慎重な管理をお願いいたします。

- (1) 画像は加工することなく、撮影時のままで保管してください。
- (2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製してはいけません。
- (3) 画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講じてください。
- (4) 無線LAN、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部 へ流出しないよう、暗号化等の必要な措置を講じてください。
- (5) 画像データは、原則 14 日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、 上書きを自動的に行ってください。
- (6) 記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行ってください。

4 維持管理費について

維持管理には、主に下記の費用が必要となります。

※必要な維持管理の費用

- ・電気代 300~500円×12か月(変動する場合があります。)
- ・業者による保守点検 (業者により異なります。)

5 画像データの外部提供について

設置者は、記録された画像データを、設置目的以外の目的のために利用又は提供しないことについてご留意ください。ただし、下記に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合
- (3) 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

VI Q&A

- Q1 この補助金制度の交付の目的はどういうものですか。
- A つくば市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全・安心なまちづくりの推進に資することを目的として、防犯カメラ設置補助金を予算の範囲内において 交付します。
- Q2 補助の対象となる団体について具体的に教えてください。
- A 住民自治組織として<u>○○○</u>区会、<u>○○○</u>自治会など、その他に一定の区域の住民により構成された団体として、<u>○○○</u>商店会、<u>○○○</u>消防団、自主防犯活動団体、ごみ集積所の管理団体などが該当します。
- Q3 補助の対象経費について教えてください。
- A 防犯カメラの設置から稼働までの一切の費用を対象としますが、土地の賃借料、機器の保守費用、電気料金等の維持管理費用は補助の対象経費にはなりません。
- Q4 防犯カメラの設置を表示する表示板の大きさや表記方法など決まっていますか。
- A 特に決まりはありませんが、表示板(看板)には最低限設置している『地域団体 名』及び『防犯カメラ作動中』など、防犯カメラを設置していることを明らかにす る必要があります。

表示板を設置することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して 防犯カメラの設置が広く認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。

- Q5 防犯カメラのリースは補助対象となりますか。
- A 対象にはなりません。
- Q6 屋内に設置する防犯カメラは補助対象になりますか。
- A 屋内の防犯カメラは補助対象になりません。あくまでも地域の防犯のために屋 外に設置する防犯カメラを対象としています。
- Q7 警察への事前の相談は必要ですか。
- A 犯罪が発生している場所など、防犯効果がより高い場所への設置についての判断や通学路の安全安心のためどこに設置すべきかといった観点から、つくば警察署との事前協議が必要になります。

- Q8 電柱(東京電力・NTT東日本)への設置はできますか。
- A 団体からの申請であれば電柱への設置は可能であると思われますが、電柱の所 有者に対し、地域団体から設置が可能かどうかの確認をお願いします。
- Q9 補助金の交付申請書はいつまでに提出すればいいのですか。
- A 補助金の交付を受けようとする年度の 12 月末日(市役所の開庁日)までが申請書 の提出期限になります。(補助金の予算がある場合に限ります。)
- Q10 今年度は申請準備が間に合わず申請できないが、来年度も申請できますか。
- A 本事業は、継続的な事業実施を予定しておりますので、次年度の申請をご検討ください。(ただし、継続しての事業実施は確約されたものではありませんので、年度初めにご確認ください。)
- Q11 補助金の実績報告はいつまでに提出すればいいのですか。
- A 防犯カメラの設置が完了してから起算して 20 日以内に提出してください。)
- Q12 防犯カメラの管理責任者と操作責任者の役割はなんですか。
- A ・管理責任者は、設置した防犯カメラの画像データの管理や機器保全の責任者となります。画像記録装置のボックスの鍵を保管してもらいます。また、防犯カメラ設置運用に関して問題が発生した場合や苦情等があった場合には、適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。
 - ・操作責任者は、設置した防犯カメラの画像の抽出など実質的な機器操作の責任者です。画像記録装置の操作の際は、防犯交通安全課が管理している操作パスワードの確認を行っていただきます。
- Q13 画像データの提供はどのような場合にするのですか。
- A 原則的な画像データの提供は、事件や事故の早期解決のために捜査機関(警察等)からの照会があった際に提供することになります。 提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等の記録をお願いします。
- Q14 補助対象となり、工事に取りかかったが、工事完成が期限に間に合いそうにない 場合どうすればいいか。
- A 補助金は年度内の支払が条件となっており、遅れる場合、補助決定を取り消す場合があります。

令和 年 月 日

(区会名等)

が防犯カメラを設置することに同意します。

署名	住所
	1

承 諾 書

(参考様式)

下記の土地における防犯カメラ設置について、私として提供することを承諾いたします。

は、設置場所

記

1. 防犯カメラの設置場所

土地の表記: つくば市 番地 内

年 月 日

宛て

住所 土地所有者 氏名 電話

防犯カメラ管理運用規程 (参考様式)

1	趄	· 注旨
め	· _	対程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するた 区会内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるもの もってその適正な設置運用を図るものとする。
		党置目的 『カメラは、区会内における犯罪に対する抑止力の向上及び安全・安心なま
ち	づく	りの推進を図るために設置するものとする。
3	訍	· 大置者
	防	「犯カメラの設置者は、とする。
4	管	で理責任者及び操作責任者
	(2)(3)	防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。 管理責任者は、とする。 防犯カメラの操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。 操作責任者は、とする。
5	管	で 理及び運用
		管理責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適 Eに行わなければならない。
	(2)	操作責任者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。
	(3)	防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、操作責任者が行うものとする。
	(4)	管理責任者及び操作責任者が変更になった時は、その都度、市長に届出をする。
5	訍	は置の場所等
	(1)	設置の場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、区会内に台の防犯カメラを設置する。
	(2)	設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を
	坦	場示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

6 個人情報映像データの適正な管理

(1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、14 日とし、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的 に行うものとする。

(3) 録画装置の操作パスワード 録画装置を操作する際に操作責任者は、防犯交通安全課が管理する操作パスワードを確認 するものとする。

(4) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録された媒体を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを 確認のうえ廃棄する。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

- イ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため緊急で必要があると認められる 場合
- ウ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- (2) 上記により画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、____ケ月ごとに保守点検を行うものとする。

9 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた時は、迅速かつ 誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、 年 月 日から施行する。

つくば市長 宛て

申請者 団体名 代表者氏名 住所 電話番号

つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付	申請額		円				
事業費(予定)		円	(税込み	(*)		
設 置	場所	つくば市					
設 置	台 数		台				
設置工事の期間		着手予定日	年	月	日		
		完了予定日	年	月	日		

添付書類

	添付書類	市確認欄
1	防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)	
2	地域団体の規約及び役員名簿	
3	設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図	
4	設置箇所の現況写真	
5	カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類	
6	防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書	
7	防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分 かる書類	
8	管轄警察署との協議経過書 (様式第3号)	

つくば市防犯カメラ設置事業計画書

団	体			名							
代 表	者		氏	名							
住				所	₹						
電	話	番	:	号							
設置する	お防犯力	カメ	ラの台	計数				台			
画像記録連機器の				漢							
	防犯カ		の設置	場							
19台日	防犯カ 所の詳;		の設置	場							
1351	防犯カ		の設置	場							
防犯力。	メラの	稼賃	 動予定	日			年	月	日		
備				考							

管轄警察署との協議経過書

申	寸		体		名	
請	代	表	者	氏	名	
団 体	住				所	
i T	電	話		番	号	
	管	轄	数言	察	署	
管轄	部		署		名	
警	担	当	者	氏	名	
管轄警察署	住				所	
1	電	話		番	号	
協	·I	諱	Ś		日	年 月 日
協	議	l	た	内	容	
協		議	糸	L	果	
備					考	
						1

様式第4号	(第8	条関係)
コペンソフェーノ	(75)	

第		号
年	月	日

様

つくば市長

つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

2 交付しません。

理由

3 交付の条件

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 団体名

代表者氏名

住所

電話番号

つくば市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった防犯カメラ設置事業補助金について、次のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

変更・中止・廃止の理由	
変更事項(変更の場合	(変更前)
に限る。)	(変更後)

※ 変更の場合は、適宜その内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

第 号 年 月 日

様

つくば市長

つくば市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置事業補助金の変更・中止・廃止について、次のとおり承認したので通知します。

承	認事	項	変更・中止・廃止
変	更	揃	
変	更	後	

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 団体名 代表者氏名 住所 電話番号

つくば市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった防犯カメラ設置事業補助 金について、補助事業が完了したので必要書類を添えて次のとおり報告します。

着	手	年	月	日	年 月 日	
完	了	年	月	日	年 月 日	
補	助事	業	実 績	額	円(税込み)	

添付書類

- 1 領収書等経費の支払を証明する書類(明細が分かるものに限る。)の写し
- 2 防犯カメラ設置後の現況写真
- 3 防犯カメラ管理運用規程の写し

様式笛8号	(第11条関係)
1水上(切 ひ ク	

		第		号
		年	月	目
124				
様				
	つくば市長			

つくば市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった防犯カメラ設置事業補助金の交付について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額	円

年 月 日

つくば市長 宛て

申請者 団体名

代表者氏名

(EII)

住所

電話番号

つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知があった防犯カメラ設置事業補助金について次のとおり請求します。

1 交付請求額等

交	付	確	定	額	円
交	付	請	求	額	円

2 振込先金融機関

振 込 先	()	銀行・信用金庫・信用組合・農協
金融機関名	()	本店・支店・支所
預 金 種 別	1 普通 2 当座	
口 座 番 号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	